

議案第4号

幸手市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

幸手市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条の3を第8条の4とし、第8条の2第1項中「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。第4項及び第14条第2項第16号を除き、以下同じ。）」を削り、同条を第8条の3とし、第8条の次に次の1条を加える。

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。次項、第8条の3第4項及び第14条第2項第16号を除き、以下同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの

2 前項の規定は、第14条第2項第16号に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。次項、第8条の3第4項及び第14条第2項第16号を除き、以下同じ。）を養育」とあるのは「第14条第2項第16号に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

第14条第2項第17号中「7月から9月の期間」の次に「（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあつては、一の年の6月から10月までの期間）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正）

2 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第8条の3」を「第8条の4」に改める。

（幸手市職員の給与に関する条例の一部改正）

3 幸手市職員の給与に関する条例（昭和47年条例第1号）の一部を次のように

改正する。

第13条第5項中「第8条の3第1項」を「第8条の4第1項」に改める。

令和6年2月20日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務に関する規定の新設及び夏季期間における特別休暇の使用期間の見直しをしたいので、この案を提出するものである。

